

令和5年度前橋市わな猟免許取得事業補助金交付要項

令和 5年 4月10日から適用

取扱担当課

前橋市役所農政課有害鳥獣対策係(大胡支所内) 電話 027-225-7105(直通)

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| | |
|----------|---|
| 交付目的 | わな猟免許の取得をし、有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等に対し、わな猟免許取得に係る受験料等の一部費用を補助することにより、有害鳥獣による農作物の被害を減少させることを目的とする。 |
| 内容 | 補助事業者 この補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者としします。 (1) 前橋市に住民登録している者 (2) 有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等 (3) わな猟免許取得後1年以内の者 |
| | 交付の対象となる事業及び対象経費 交付対象事業 わな猟免許取得事業 対象経費 わな猟免許受験手数料、診断書代 |
| | 交付金額 上限10,200円(1名につき) 補助額 受験手数料上限5,200円、診断書代 上限5,000円 |
| | 交付条件 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び補助金交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 |
| 交付申請の手続等 | 交付申請の方法、時期等 1 補助金の交付を受けようとする場合は、令和6年3月15日までに次の書類を提出してください。予算の上限に達した場合、年度内であっても補助を終了する場合があります。なお、押印は省略することが可能です。添付書類は原本をお持ちください。コピーをさせていただきます。原本は返却させていただきます。 (1) 免許取得補助金交付申請兼実績報告書 (2) 添付書類 ア わな猟狩猟免許状の写し イ 診断書の領収書の写し ウ その他参考となる書類 |
| | 交付決定の時期等 交付申請関係書類の審査及び調査を行い、速やかに交付の可否、金額等を決定し、交付決定兼確定通知書により通知します。 |
| | 請求の方法、支払時期等 1 補助金額の決定後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金交付請求書 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。 |

| | | |
|----------------|--|--|
| | <p>交付決定の 取消し又は 補助金の返 還</p> | <p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全額又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、当該取り消しに係る部分の金額を、指定された期限までに返還しなければなりません。</p> |
| <p>様 式</p> | <p>申請書等の 様式</p> | <p>1 令和5年度前橋市わな猟免許取得補助金交付申請兼実績報告書 (様式第1号)</p> <p>2 交付決定兼確定通知書(様式第2号)</p> <p>3 補助金交付請求書(様式第3号)</p> |